

令和元年7月23日

令和元年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、令和元年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決 定 額

区 分	令 和 元 年 度	平 成 3 0 年 度
総 額	1 5 兆 2, 1 0 0 億円	1 5 兆 0, 4 8 0 億円
道府県分	8 兆 1, 7 9 6 億円	8 兆 1, 4 3 5 億円
市町村分	7 兆 0, 3 0 4 億円	6 兆 9, 0 4 5 億円

2 交付団体及び不交付団体数

区 分	令 和 元 年 度			平 成 3 0 年 度		
	交 付	不 交 付	計	交 付	不 交 付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1, 633	85	1, 718	1, 641	77	1, 718
計	1, 679	86	1, 765	1, 687	78	1, 765

3 主な算定事項

- (1) 当分の間の措置として、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置すること。
- (2) 子ども・子育て支援施策、児童虐待防止、障害者の自立支援、介護保険料の低所得者軽減強化、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等に要する経費の財源を充実すること。
- (3) 特別支援教育の充実、私学助成の充実、冷房設備の光熱水費その他の公立小中学校の運営等に要する経費の財源を充実すること。
- (4) 森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を措置すること。
- (5) 公共施設等の適正管理を推進するため、維持補修に要する経費の財源を充実すること。
- (6) 東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査の人口等について特例的な措置を講じること。
- (7) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (8) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

4 交付決定日

令和元年7月23日（火）

[参 考]

普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

都 道 府 県	道府県分	市町村分
北海道	601,742	742,581
青森	211,562	176,439
岩手	209,498	168,959
宮城	134,991	154,874
秋田	187,831	168,392
山形	172,007	133,507
福島	178,556	164,076
茨城	170,234	138,138
栃木	120,740	72,566
群馬	122,451	99,554
埼玉	210,251	132,750
千葉	176,978	138,579
東京	—	51,067
神奈川	104,300	72,321
新潟	236,498	246,873
富山	125,951	74,438
石川	119,495	87,738
福井	122,383	56,818
山梨	129,153	82,490
長野	194,129	226,713
岐阜	168,496	137,062
静岡	143,239	93,010
愛知	71,513	70,620
三重	128,556	111,830
滋賀	113,075	73,456
京都	159,410	150,865
大阪	246,115	272,507
兵庫	289,050	278,449
奈良	154,412	107,265
和歌山	168,988	108,514
鳥取	131,602	79,993
島根	179,171	125,878
岡山	156,820	161,001
広島	165,405	188,172
山口	168,678	118,065
徳島	146,111	81,739
香川	110,143	73,407
愛媛	162,862	132,772
高知	169,334	115,975
福岡	241,941	309,060
佐賀	142,191	83,958
長崎	217,283	176,358
熊本	199,980	208,153
大分	166,211	117,519
宮崎	177,814	119,903
鹿児島	266,301	223,045
沖縄	206,158	122,994
合 計	8,179,608	7,030,443

（注） 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。